

経済産業省「令和4年度ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金」を活用し、昨年度に続き、国際メディカル・コーディネート事業者の信頼性向上を目指した業界ガイドラインを整備します。

今年度の「ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金」を採択いただき、昨年度の成果としてのガイドライン案について当会内で協議・検討し、今年度事業のベースとなるガイドライン案を完成させます。

国際メディカル・コーディネート事業に関係する皆様のご協力をいただきながら、JIMCAが業界団体としてお役に立つ事業を実施していきます。

現場をよく知る事業者自らの手で整備するガイドラインです。多くの事業者の皆様のご参加をお待ちしています。

「国際メディカル・コーディネート事業ガイドライン策定」事業として、経済産業省による「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に沿い、実効性のあるガイドラインを策定するため、令和5年2月末日までの期間中、次の事業を行います。

1. ガイドライン案の精査

専門家により構成される検討委員会において、ガイドライン案を精査するとともに、ガイドラインの実効性ある運用について検討します。

2. 医療機関への周知及び協議

医療機関を対象とした勉強会を開催する。また、昨年度ヒアリングのできなかった医療機関を対象としてヒアリングを行う。

3. 国際メディカル・コーディネート事業者（（主に医療滞在ビザ身元保証機関）への周知及び協議

協議会を開催する。情報公開、情報共有、ガイドラインのブラッシュアップを目的とする。

4. 受診者への周知及びアンケート

訪日受診者に対するアンケートを実施する。受診者受入れ数がすでに増えつつあるため、実際に訪日した受診者に直接アンケートへの協力を依頼する。定性調査としての効果が得られる質問項目を用意する。

5. 海外事例の調査

昨年度事業において外注にて調査した海外事例の詳細調査を行い、ガイドライン案を用意する際に参照する。

6. 情報公開

当会ホームページ上で、進捗を報告する。

以上